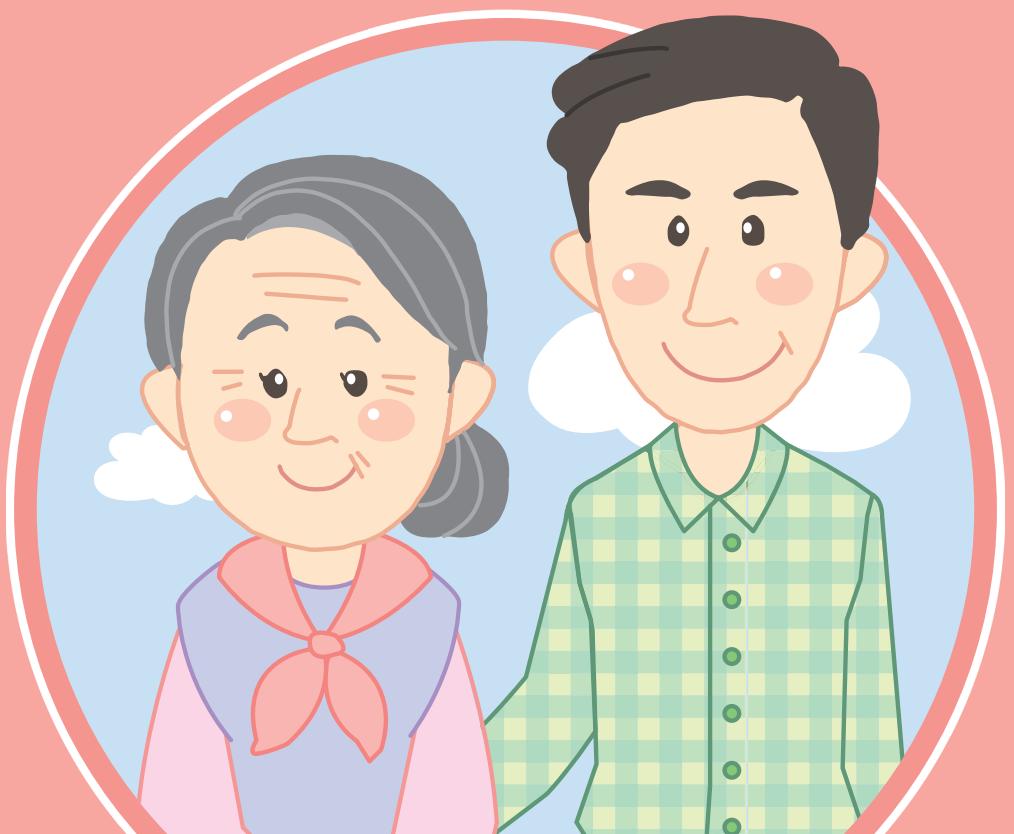


けんりょうご
権利擁護サービス

パンフレット



ちいきふくし
地域福祉
けんりょうごじぎょう
権利擁護事業

せいねんこうけんせいで
成年後見制度

しゃかいふくしほうじん やまがししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会
せいねんこうけん
やまが成年後見センター

はじめまして！ やまが成年後見センターです

高齢者や障がい者の意思表示能力や生活状況に応じて、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供する事により、地域福祉の推進を図ることを目的としてやまが成年後見センターは、平成22年11月1日に発足しました。



1

成年後見制度の利用に関する相談及び手続き支援

家庭裁判所への申立てや、提出書類に関する手続きの支援を行います。

2

成年後見人等の受任

家庭裁判所より選任された成年後見業務を行います。

3

権利擁護サービスの提供

日常生活において支援が必要な方の支援を行います。

4

市民後見人の育成

地域で見守りができる山鹿市のために、市民後見人養成講座等を開催し、成年後見人等の成り手を増やします。

5

成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度について地域の会合等でお話をし、制度の周知を行います。また、支援の必要な方への情報提供を行います。

このようにやまが成年後見センターでは、利用者の権利を護るために、様々な制度を活用して支援を行っています。その中で「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」によってその人らしく生きるサポートを行っています。判断能力の状態によって、使える制度が違います。次ページのチャートで、あなたの大切な人の状態を確認してみてください。

あなたに必要なサービスは？

やまが成年後見センターでは、地域福祉権利擁護事業と法人後見事業により、支援の必要な方をサポートします。自分もしくはあなたの大切な人がどのような支援が必要か下のチェックシートで確認してみてください。

判断能力に不安がある

(通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてお金がおろせないことがある。)

地域福祉権利擁護事業の利用

をおすすめします
(P3 へ)

はい

いいえ

判断能力が不十分

(ほとんどのことは自分で出来るが、誰かの手助けがあると安心。)

成年後見制度(補助類型)の利用

をおすすめします
(P6 へ)

はい

いいえ

判断能力が著しく不十分

(物忘れが多くなってきた。重要な契約は自分一人ではできない。)

成年後見制度(保佐類型)の利用

をおすすめします
(P6 へ)

はい

いいえ

判断能力が常に欠けている

(物忘れがひどくなって家族の区別もつかなくなってきた。)

成年後見制度(後見類型)の利用

をおすすめします
(P6 へ)

はい

いいえ

判断能力が十分にある

(これからのことに対する不安。将来支援してくれる人を今のうちに決めたい。)

任意後見制度の利用

をおすすめします
(P9 へ)

はい

ちいきふくしけんりょうごじぎょう 地域福祉権利擁護事業とは？

● 地域福祉権利擁護事業ってどんな制度なの？

ふくし
福祉サービスを
りょう
利用したいけれど、
てつづ
手続きの仕方が
しかた
わからない。

ぎんこう
銀行に行ってお金を
い
かね
おろしたいけれど、
じしん
自信がなくて
だれ
誰かに相談したい。

ほうもんはんぱい
訪問販売の
ひと
人が来たとき、
たいおう
どう対応していいか
わからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがあります。このような方々を支援する取り組みとして、山鹿市では平成11年10月から「地域福祉権利擁護事業」を開始しました。「地域福祉権利擁護事業」は、認知症や知的障がい・精神障がい等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行うものです。

ご本人、山鹿市社会福祉協議会、熊本県社会福祉協議会との三者契約により、この事業を利用することができます。

サービス利用の流れ▶▶▶

相談の受付

やまが成年後見センターへご相談ください。



むりょう
無料



訪問・打合せ

やまが成年後見センターの専門員がご自宅を訪問し、お困りのことなどをお聞きします。そして、お手伝いできるサービスについてご説明します。

むりょう
無料

●このような方を対象としています

本人の判断能力は不十分であっても成年後見制度を利用するほどではない方に
対して、やまが成年後見センターが次のようなサービスを提供し、個人の日常生活の支援を行います。

利用できる方 (次のいずれにも該当される方)

- ・山鹿市にお住まいであること
- ・日常的金銭管理や福祉サービスの利用等について、自己の判断で適切に行なうことが困難であること
- ・この事業の利用に関する契約を締結する能力があると認められること
- ・親族等からの日常的な援助が望めないこと



たとえば、こんなことで 困っていませんか？



支援計画作成・契約

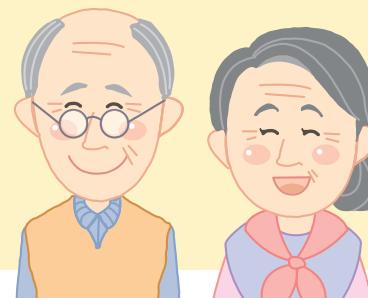
ご本人の意向を確認しながら専門員、又は、担当職員が支援計画を立てます。その計画で承諾をいただければ、山鹿市社会福祉協議会（やまが成年後見センター）と熊本県社会福祉協議会と三者契約します。

無料

支援の開始

契約（支援計画）に基づいてやまが成年後見センターの専門員がご自宅を訪問し、援助を行います。

有料



どのようなことをしてくれるの？

① 金銭管理サービス

まいにち 毎日の暮らしに欠かせない お金の出し入れをお手伝いします

具体的な内容

- ・福祉サービスの利用料金、医療費、日用品などの支払の手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・公共料金、税金や社会保険料の支払の手続き
- ・預貯金の出し入れや解約の手続き

② 生活支援サービス

ふくし 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします

具体的な内容

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ・福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援
- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報の提供、相談
- ・役所への届出（例えば、年金の現況届）等に関する手続き

③ 財産保管サービス

たいせつ 大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします

●お預かりできるもの

- ・定期性預貯金証書・有価証券（株券・債券等）
 - ・証書（保険証書・不動産権利証書・契約書・遺言証書等）
 - ・実印、銀行印
 - ・その他、本会が必要と認めるもの
- ※なお、保管のみとなり、財産の運用管理はできません

●お預かりできないもの

宝石・貴金属・書画・骨董品等

利用料

そうだんりょう
相談料は、**無料**です。

契約後、生活支援員による援助を受けた場合、
1回1時間の利用料が発生します。

いつばんせたい
一般世帯
900円

ていしょとくせたい
低所得世帯
400円

せいかつほごせたい
生活保護世帯
無料

熊本県社会福祉協議会の役割

○公平性を守ります

保健・医療・福祉・法律などの専門家6人で構成し、契約等についての審査を行い、契約の有効性、公平性を保ちます。

○監視・提言を行います

熊本県福祉サービス運営適正化委員会
事業の適正な運営を監視するとともに、利用者などからの苦情を適切に解決することを目的として、保健・医療・福祉・法律などの専門家など7人で構成する「熊本県福祉サービス運営適正化委員会」を設置しています。

安心ください！

やまが成年後見センターでは、3か月に1度、「運営委員会」を開催しています。
委員は医療・法律・福祉の専門家で組織されており、運営委員会の中で、地域福祉権利擁護事業が適正に行われているかを監査・指導します。

成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度ってどんな制度なの？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度にはどんなものがあるの？

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方のために
「後見」「保佐」「補助」

任意後見制度

将来の不安に
備えたい方のために

法定後見の種類について

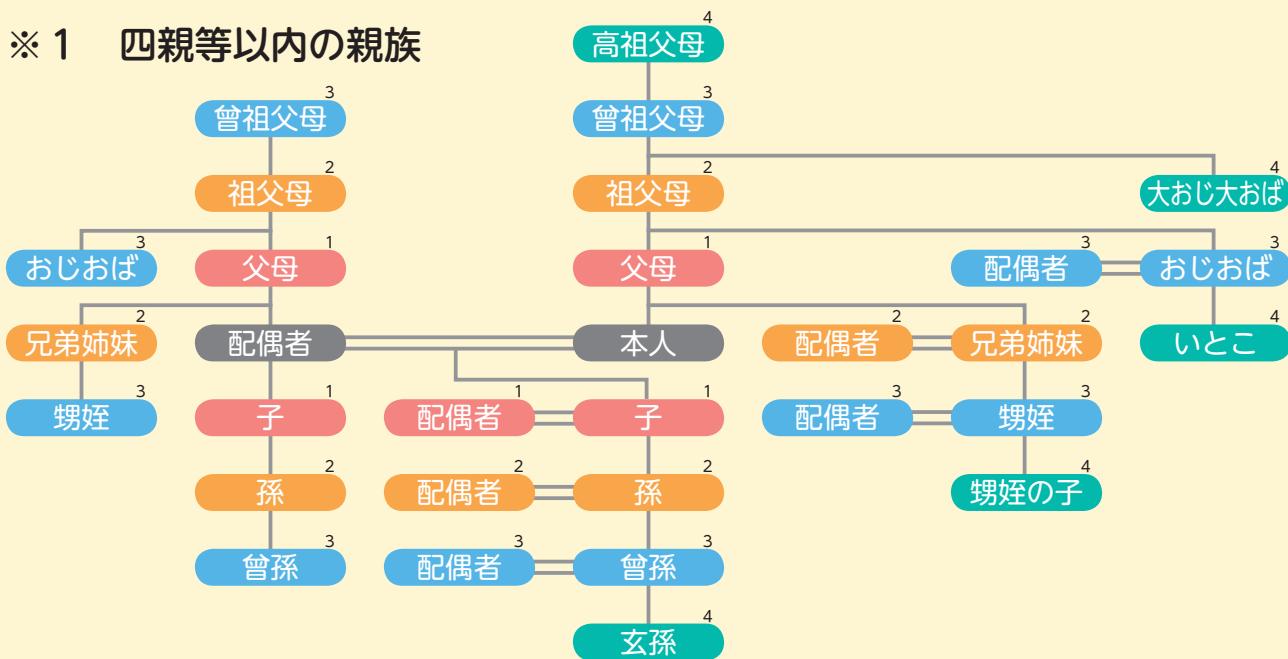
法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分けられます。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えることによって、本人を保護・支援します。

法定後見制度の概要

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が常に欠けている状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
開始手続	申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族（※1）、検察官、市区町村長など		
	本人の同意	不要	不要	必要
	鑑定等の要否	原則として鑑定が必要	原則として鑑定が必要	原則として鑑定は不要
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	○財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	○特定の事項（※2）についての同意権（※3）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	
	申立てにより与えられる権限		○特定の事項（※2）以外の事項についての同意権（※3）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	○特定の事項（※2）の一部についての同意権（※3）、取消権（日常生活に関する行為を除く）
			○特定の法律行為（※4）についての代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	○特定の法律行為（※4）についての代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）
制度を利用した場合の資格などの制限		医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	

※ 1 四親等以内の親族



※ 2 民法 13 条 1 項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※ 3 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意して（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます

※ 4 民法 13 条 1 項に掲げられている同意を要する行為に限定されません

せいねんこうけんにんとう やくわり 成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも気を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

もうた ひつよう ひよう 申し立てに必要な費用は？

※申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。

申立の費用

	後見	保佐	補助
申立手数料 (収入印紙)	800円	800円	800円
登記手数料 (登記印紙)	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手、鑑定料		

- その他、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類入手するための費用などがかかります。
- 後見、保佐開始の申立てを行う場合は、鑑定料が必要です。

※本人の判断能力を医学的に十分確認するための医師による鑑定にかかる経費（おおむね10万円以下）

もうした
本人や関係者から聴き取り

もうした
申立ての流れ
(申立てから約4ヶ月以内)

かていさいばんしょ
家庭裁判所へ
もうた
申し立て

しん 審 理

成年後見人等の候補者の適格性の調査

ほうていこうけん
**法定後見の
開始の審判**
せいねんこうけんにんとう
**成年後見人等
の選任**

しんばん かくてい
審判の確定
(法定後見の開始)

もうしたて かた ばあい 申立をする方がいない場合

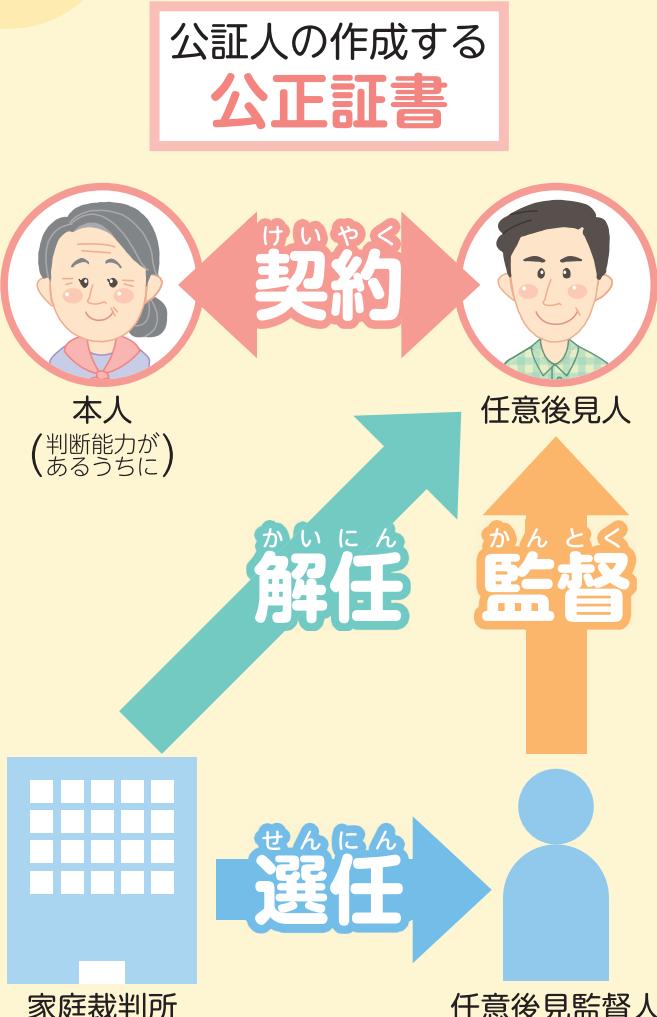
法定後見開始の審判の
申立権



市町村長

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

にんいこうけんせいど 任意後見制度について



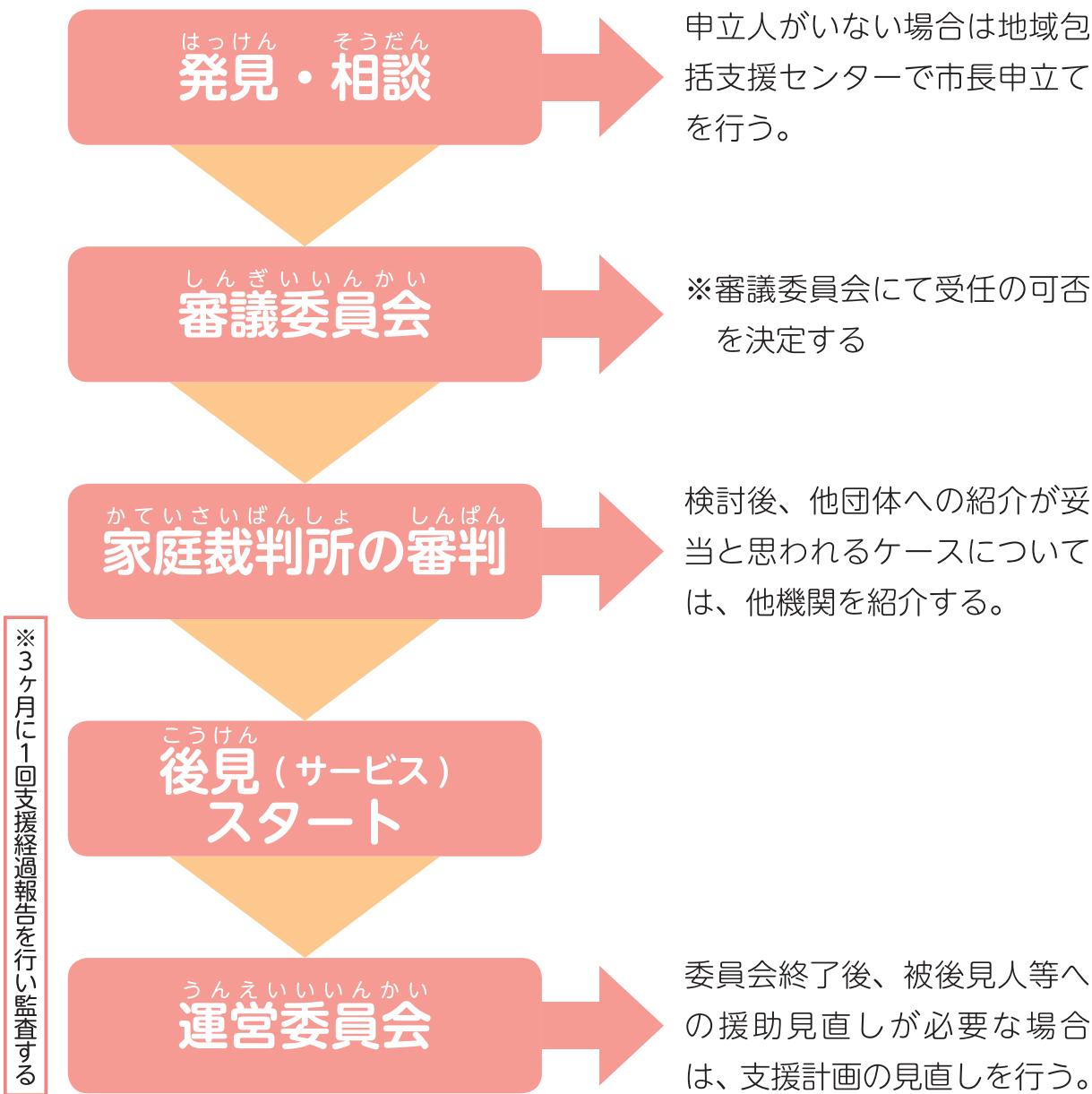
将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ支援者（任意後見人）に、「どのような支援をしてもらうか」を公正証書により契約しておく制度です。本人の判断能力が不十分になったときには、「任意後見人を監督する人」（任意後見監督人）を家庭裁判所に選んでもらいいます。

任意後見監督人が決まって初めて任意後見人は支援を開始できるようになります。

※やまが成年後見センターでは、現在任意後見制度は実施しておりませんが、近年中に実施することができるようになります。

やまが成年後見センター

相談・発見から決定・支援までのシステム



1. 審議委員会の役割

(委員8名以内で組織：学識経験者・法律・医療福祉関係者・行政関係者)

- ①成年後見の受任等に係る審議 ②その他運営に関する重要な事項の審議

2. 運営委員会の役割

(委員13名以内で組織：学識経験者・法律・医療・福祉関係者・行政関係者)

- ①成年後見のサービス提供状況の監査 ②地域福祉権利擁護事業の提供状況の監査
③支援員の承認

やまが成年後見センターでは、
「審議委員会」・「運営委員会」
という第三者機関を持っています。

「審議委員会」

家庭裁判所からの推薦依頼に対し、受任すべきかどうかを審議します。

「運営委員会」

& 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業が適正に行われているかを監査・指導します。

●お問い合わせ やまが成年後見センター

〒 861-0531 熊本県山鹿市中 578 番地

tel **0968-36-9211** fax **0968-36-9311**

メールアドレス y.kouken@yamasha.or.jp